

## 第9回 下水道施設の運営における PPP/PFI の活用に関する検討会 議事要旨

1. 日 時：平成 26 年 3 月 7 日（金）15:00～16:20

2. 場 所：霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館 阿蘇の間

### 3. 出席者

座長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	滝 沢 智
委員	株式会社みずほ銀行ストラクチャードファイナンス営業部長	酒 井 秀 晃
〃	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	高 橋 玲 路
〃	日本下水道事業団近畿・中国総合事務所次長	細 川 顕 仁
オブザーバー	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会専務理事	櫻 井 克 信
〃	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	田 村 司 郎
〃	一般社団法人日本下水道施設業協会専務理事	堀 江 信 之
〃	一般社団法人日本下水道施設管理業協会	與 三 本 毅
事務局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	
〃	株式会社日水コン・新日本有限責任監査法人共同提案体	

### 4. 概 要

事務局から配布資料に基づきガイドライン（案）について説明が行われた後、質疑応答を行った。主な議事は以下のとおりである。各委員、オブザーバーからの追加意見は14日までに事務局にメールでご連絡いただくこととし、ガイドラインの最終取りまとめは座長に一任することです承された。

- ・ 本日出席できない委員から、事前に送付した資料について、次の意見が寄せられていることが報告された。
  - ◇ 雨水処理の公的な負担とリスクが増大しているが、官民間での枠組み作りが必ずしも十分ではないと思われ、リスクと負担の問題を明確にする必要があると考える。
  - ◇ 現状、下水道インフラの維持管理は、当該自治体の一般会計からの補充によってかろうじて運営されており、財政規律の回復という観点からは重い枷となっている

る。国土交通省が各自治体での企業会計への取り組みをフォローアップすることは、極めて重要かつ必要と考える。

- ・ 住民反対運動や訴訟等に関するリスク分担で、施設の種類と改築更新のプロセスの役割分担に応じて調整が必要となることを記載した方がいい。
- ・ 下水道施設を建設するときの住民協定によって、施設の自由度がないことがあるのでデューデリジェンスでの開示が必要である。住民協定を変更する場合は自治体の役割が必要になる。
- ・ 下水道利用料金において適正な原価の範囲内で利益が許容されるが、公共とは異なる点として、民間には利益に対する課税の部分がある。この公共と民間との違いについては、明確に記載しておいた方がよい。
- ・ 今回は現行法に基づいたガイドラインとなる。自治体の立場としては、コンセッション方式において強制徴収ができないのは不安要素である。課題事項を今後どうしていくかコメントがある方がいい。
- ・ PSCの算出にあたっては、管理者が従来行っていたマネジメント業務に関するコストを適切に積み上げるべきである。
- ・ 将来の人口減少・節水に伴う需要減によるリスク分担の考え方では、管理者の予測値、運営権者の予測値のどちらを使うかは各自治体の判断によるものであるか。  
→ご理解の通りである。
- ・ 著しく水量が減少する場合には管理者が負担するとある。節水は社会的に環境負荷が減り望ましいことであるから、管理者が負担すべきという考え方であるのか。  
→契約時に想定し得ない水量減少、例えば、大口事業者の急な撤退による水量減少などで、官民の両者が合意できる範囲については、管理者が負担するという主旨である。
- ・ リスクワークショップに関する記載は、今回盛り込むのか。  
→リスクワークショップについては負担と効果が検証し切れていないので、今後の検討課題としたい。
- ・ 運営権者は下水道利用料金を設定することでき、リスク発生を補うために料金の値上げも可能とある。金銭面で業者を選定しているにもかかわらず、不確かな部分が残っていることに関して説明をして欲しい。  
→コンセッション方式のルールとして、管理者が運営権者の収受する利用料金の上限を定め、上限の範囲内で運営権者が料金を設定する自由がある。
- ・ 運営権者が行う下水道利用料金の改定は、管理者側が設定した上限額において許容されるということで、それ以上は運営権者が負担できなく管理者側が負担せざるを得ないということでのいいか。  
→契約時に取り決めたリスク分担に基づく負担者が負担することになる。
- ・ 事業終了時の施設が確保する最低限の機能レベルの要求について、記述すべき。  
→事業終了時の性能水準について、個々の事業の要求水準書で設定することが必要で

あることを記載している。

- ・ 愛知県が実施する DBO の事例では、終了時点において使える状態にすることを記載した。どこまでのレベルかを詳しく規定するのは難しい。
- ・ 契約の中で、終わりの状態を可能な範囲で定めることが必要となることを表現する方がよい。
- ・ 国庫補助金の交付ができなかった場合に、国庫補助交付金相当額を募集要項に定めた際には管理者負担になるが、書いていない場合には管理者負担にならない。事態発生時に柔軟に協議を行う必要が生じるというのであれば、自治体が躊躇する要因となることが懸念される。  
→P.69 のリスク分担表の記載を P.24 の記載に合わせるよう修正する。
- ・ 公共側は利用料金を 3～5 年に一度見直しているから、利用料金の改定をどのように考えるのか？
- ・ また、利用料金の改定にあたり、公共側が民側の利益をどう考えるべきか。  
→2つのケースを想定している。1点目は下水道利用料金算定時に能率的な管理の下における適正な原価であってさらに努力の結果に生じる決算上の結果利益は、適正な原価として認められる。2点目は中長期的な経営安定化を確保するためのコストを原価に計上し、決算上生じる利益は認められる。
- ・ 前回議事録に「コンセッションを導入しても既存債務が全額償還できるとは限らないが... 一部償還でも許容できる旨を明示しておけば公共側のネックも取り払えるのでは。」という部分があるが、この点がガイドラインにどのように反映されているか説明して欲しい。  
→P.33、34、36、38などに管理者が過去に発行した下水道事業債の元利償還財源として、運営権対価が考えられることが記載されている。
- ・ 自治体によっては、既往債が全額償還出来ないとコンセッションに取り組めないという議論になりがちであるため、少しでも VFM が認められ、債務の一部でも還るのであれば、公共にとってもメリットがあり、取り組む意義があるということを明確にしておいた方がよい。
- ・ PFI 事業を進めていると責任分界が難しい。最終的な責任を官が負っているので、水処理は官が責任を強く持たなければならない。民間の裁量を大きくするのなら、民営化の制度的検討が必要である。
- ・ 韓国では、PPI 法が公物管理法の上位概念となり上手く機能している。我が国下水道事業において、PFI 法が公物管理法の上位概念となることはないのか。  
→本ガイドラインは、現行法の範囲内で作成しており、PFI 法と下水道法の優劣は個別規定毎に異なっている。

以 上